

新認定事業者制度の概要

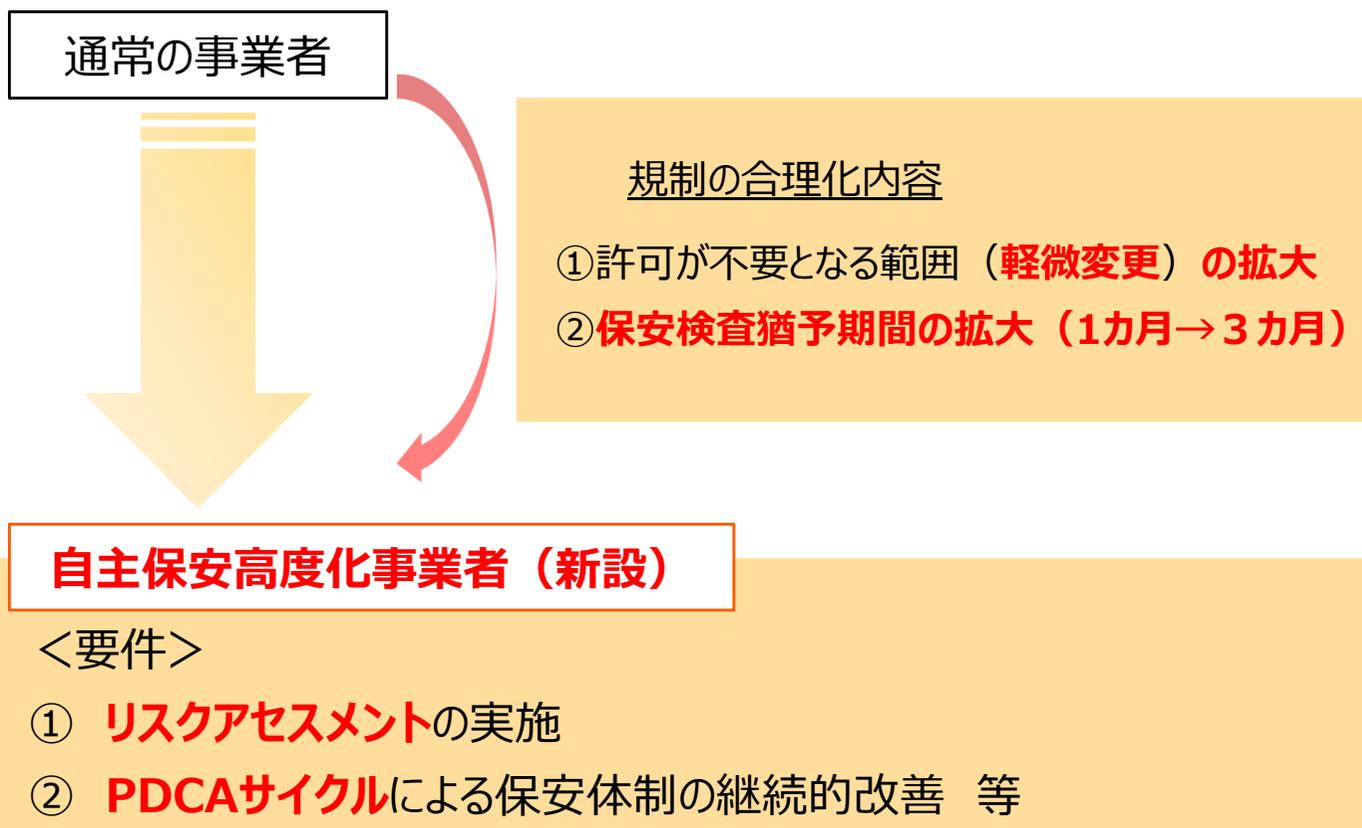
経済産業省
高圧ガス保安室

自主保安高度化事業者の制度概要

- ・ スーパー認定事業者、現行の認定事業者の主なインセンティブは、連続運転に係る規制の合理化。
- ・ このため、連続運転によりメリットを享受できる石油プラント、石油化学プラントが認定対象の中心。
- ・ バッチ処理等を行うプラントでは定期的に運転を止める必要があるため、現行の認定制度の利用が進んでいない。
- ・ このため、石油プラント、石油化学プラント以外を認定対象の中心とした「自主保安高度化事業者制度」を立ち上げる。

自主保安高度化事業者（新設）

対象：バッチ処理等を行う事業者（連続運転を行わない事業者）



自主保安高度化事業者のインセンティブ

・自主保安高度化事業者のインセンティブの詳細は以下のとおりである。

許可が不要となる範囲（軽微変更）の拡大

（法第14条）

第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

自主保安高度化事業者になることにより以下についても軽微変更となる。

- イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）
- ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ及び第一号に該当するものを除く。）
- ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号及び第二号に該当するものを除く。）

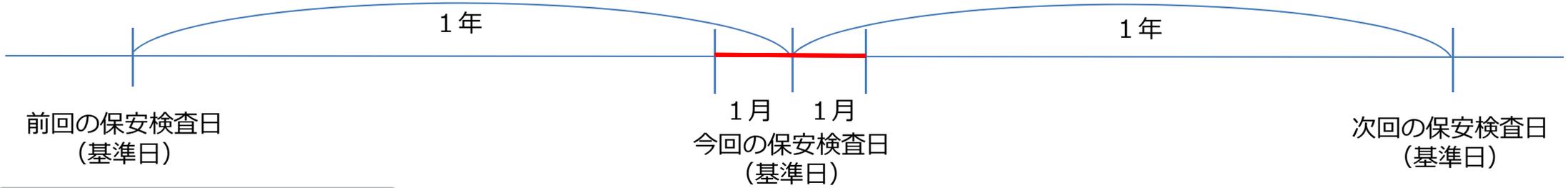
自主保安高度化事業者のインセンティブ

・自主保安高度化事業者のインセンティブの詳細は以下のとおりである。

保安検査猶予期間の拡大

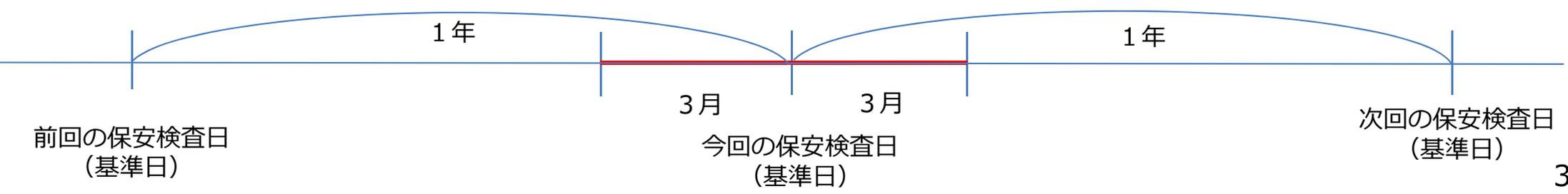
一般の高圧ガス製造事業者（第一種製造者）

一般の高圧ガス製造事業者（第一種製造者）は、保安検査を1年に1回行わなければならない。前回の保安検査日（基準日）から**前後1か月**以内に保安検査を行った場合は、基準日に当該検査を行ったものとみなす。（平成29年4月改正）



自主保安高度化事業者

自主保安高度化事業者は、保安検査を1年に1回行わなければならない。前回の保安検査日（基準日）から**前後3か月**以内に保安検査を行った場合は、基準日に当該検査を行ったものとみなす。（平成29年4月改正）



自主保安高度化事業者の特徴

1. 自主保安高度化事業者の趣旨

- ① 自主保安高度化事業者の対象となる事業所は、「第一種製造者」となるすべての事業所を想定しつつ、その事業規模、従業員の数及び高圧ガスの製造方法等は限定せず、あらゆる高圧ガス製造事業所及び高圧ガス貯蔵所を対象とする。現行の5年認定事業者は、認定完成検査は第一種製造者及び第一種貯蔵所（法第三十九条の二）、認定保安検査は第一種製造者（法第三十九条の四）となっている。）
- ② 自主保安高度化事業者には、第一種製造者に義務付けられている保安検査、定期自主検査、危害予防規程及び保安教育等に加え、自主保安を高度化させるための保安管理システムを確立し、保安管理活動の継続的改善を図ることを求める。

2. 現行認定事業者と自主保安高度化事業者の主な相違点

- ① 現行認定事業者は、保安検査、完成検査を自ら実施できる代わりに保安管理システムの構築及び継続的改善が求められ、かつ、そのために行わなければならない保安管理活動が詳細に規定されている。自主保安高度化事業者は、事業所の実態を考慮し、自主保安を推進するためリスクアセスメントの実施を含む保安管理システムの構築及び継続的改善を要求事項として求めることとする。
- ② 現行認定事業者は、保安管理、設備管理及び運転管理を担当する組織（以下、「3管理組織」）を設け、各組織の長を選任すること（各組織の長は兼任することは認められない）が求められるが、自主保安高度化事業者は、事業所の実態を考慮して3管理組織の機能を有することのみ求め、併任を可能とする。
- ③ 現行認定事業者は、保安検査、完成検査を自ら実施するため検査組織及び検査管理組織（以下「検査組織等」）を設けることが求められるが、自主保安高度化事業者は、検査組織等を設けることが求められない。

現行認定事業者制度及び自主保安高度化事業者制度の法令上の位置づけ

- 自主保安高度化事業者の、インセンティブを省令、要求事項を含む詳細事項を内規で定めた。

現在の認定事業者制度

<インセンティブ>
 認められた期間連続運転可能（4年等）
 自主検査が可能
 認定更新期間の延長（7年）
 軽微変更の拡大(完成検査) 等

自主保安高度化事業者

<インセンティブ>
軽微変更の拡大
 →高圧ガス設備の取り換え工事、認定品の変更工事
保安検査の実施猶予期間
 →前後3カ月の猶予期間

法律

法第20条、第35条に位置づけ

政令

認定更新期間(5年)
 (政令第10条)

省令

省令別表で本社、保安検査体制の
 認定基準を規定

軽微変更の拡大を規定し、位置づけ
 (一般則第15条)
 保安検査の実施猶予期間
 (一般則第79条)

告示

認定告示に事業者の
 要求事項を規定

通達

認定内規で省令・告示の詳細事項を規定

内規で要求事項等を規定
 自主保安高度化事業者の申請手続きを規定